

富谷市パブリックコメント手続に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定め、市の政策形成過程の公正性の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を推進し、より開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

【考え方】

この要綱の目的は、行政が計画等を策定する際に、その案を事前に公表し、市民から案に対する意見の提出を受け、その意見を考慮して最終的な案を決定する過程を公表していくこと、また寄せられた意見に対する行政の考え方も併せて公表していくことで、市民に対する市の説明責任を果たし、政策形成過程の公正性の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の市政への参画を推進するものです。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、市の基本的な計画又は条例等の策定過程において、その趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民からの意見を求め、提出された意見に対する実施機関の考え方を明らかにするとともに、提出された意見を考慮して実施機関として意思決定を行うまでの一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者をいう。

3 この要綱において「市民」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 本市の区域内に存する学校に在学する者

【考え方】

- 1 一般的な呼称として認知されている「パブリックコメント」の名称を用いています。
- 2 実施機関には、議決機関である議会を除く全ての市の機関を位置付けています。
- 3 市内に住所を有する市民だけに限定するのではなく、幅広く多様な意見を得るために、市内に在勤・在学している方や市内に事務所や事業所を持つ個人や法人団体も対象としています。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な施策に関する計画等の策定又は改定
- (2) 市の基本的な制度を定める条例又は市民に義務を課し、又は権利を制限する条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

【考え方】

- (1) 「市の基本的な施策に関する計画等」とは、市政全般又は個別の行政分野における中長期的展望に基づく基本的な方向性及び総合的な施策展開の構想を明らかにする計画等で、その名称は問いません。
(例) 総合計画、地域防災計画、保健福祉計画、施設整備基本計画、教育振興基本方針、行政改革基本方針 など
- (2) 「市の基本的な制度を定める条例」とは、市政全般又は個別の行政分野における基本理念や方針、施策を推進する上での基本的事項を定める条例が該当します。
(例) 行政手続条例、個人情報保護条例、情報公開条例、男女共同参画推進条例 暴力団排除条例 など
- (3) 「市民に義務を課し、又は権利を制限する条例」とは、市民に対し、具体的に「〇〇しなければならない」という義務を課したり、あるいは「〇〇してはいけない」と行為を制限するもので、広く市民に適用される規制を定める、地方自治法第14条第2項に基づく条例が該当になります。よって、単に努力義務を定めるにとどまるものは、これに該当しません。
なお、条例改正においては、市民に義務を課し、又は制限をする内容が含まれる規定の改正に限り、パブリックコメントを実施することとします。
(例) 廃棄物の処理及び清掃に関する条例 など

ただし、金銭の賦課徴収に関するものについては、地方自治法第74条第1項における直接請求の対象外となっており、仮にパブリックコメントを実施した場合、賛否のみの意見が相当数予想されることから、パブリックコメントの対象外としています。

なお、個別の案件についてパブリックコメント手続を取るべきか否かは、案件の性格や内容に応じ、計画等の所管課がこの要綱の趣旨及び規定に基づき判断し、その説明責任を負います。

参 考

【地方自治法第14条第2項】

普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めのある場合を除くほか、条例によらなければならない。

【地方自治法第74条第1項】

普通地方公共団体の議会の議員及び町の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

（対象の適用除外）

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合はパブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 実施機関が計画等の策定に緊急を要すると認める場合
- (2) 実施機関が計画等の変更の程度が軽微と認める場合
- (3) 実施機関が計画等の策定における内容の決定に裁量の余地がないと認める場合
- (4) 附属機関又はこれに準ずる機関において、パブリックコメント手続に準じた手続を経て行った報告、答申等に基づき、計画等を策定する場合
- (5) 市民の意見を聴取する手続が法令等で定められている場合

【考え方】

- (1) パブリックコメント手続の実施に係る所要期間の経過等により、計画等の効果が損なわれる場合を想定しています。具体的には、災害等に緊急に対応する必要がある場合などに限られます。
- (2) 大幅な改正又は市民生活等に影響を及ぼす基本的な事項の改定を伴わないものや、上位の計画等の変更に伴い一部の表現を変更する場合を想定しています。
- (3) 法令や国、県の計画等に本市が規定すべき内容が詳細に定められており、その定めに沿って策定する場合を想定しています。
- (4) 審議会、協議会等の附属機関等で既にパブリックコメント手続に準じた手続を実施したうえで報告、答申等がなされ、実施機関がその報告、答申等を尊重して計画等を策定する場合を想定しています。
- (5) 法令などの規定により公告、縦覧や意見書提出、公聴会開催等の手続が定められている場合を想定しています。

(意見の公募)

第5条 実施機関は、第3条に規定する計画等を策定しようとする場合には、策定の意思決定前に相当の期間を設けて、その案及びその他必要と認められる資料を公表し、広く市民の意見を求めるものとする。

【考え方】

第3条の規定によりパブリックコメント手続の対象とされる計画等の策定をしようとする場合には、当該計画等の案及び市民に案の理解を深めてもらうために必要と考えられる関連資料を、公表することとします。

(公表及び公募の方法)

第6条 前条の規定による公表及び公募は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市役所、出張所その他実施機関が指定する場所での閲覧又は配布
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) その他実施機関が必要と認める方法

2 前項の規定にかかわらず、計画等の案及び関連資料が相当量に及ぶ場合は、その概要を前項各号の方法により公表することとし、計画等の案及び関連資料全体については、所管課における閲覧のみとすることができる。

【考え方】

- 1 パブリックコメント手続については実施を広く市民に周知することが重要であり、計画等の案等の公表は、所管課や出張所、情報公開コーナーへの資料の備付け、市のホームページや広報紙への掲載、SNSによる情報発信により行います。
- 2 計画等の案及び関連資料が膨大である場合は、コスト面や事務の簡素化から、これを簡略化できるものとします。

(意見の提出)

第7条 意見の公募期間は、原則として20日間以上とするものとし、市民が意見の提出をするために必要な期間を考慮して、実施機関が定めるものとする。

2 意見の提出方法は、持参、郵便、ファクシミリ、電子メールその他実施機関が定める方法とする。

3 意見の提出に際して明記を求める事項は、市民の住所及び氏名等連絡先その他実施機関が定める事項とする。

【考え方】

- 1 意見の公募期間を長くすることにより、より多くの意見を募集できる反面、迅速性を欠くこと等が想定されるため、目安として、20日間以上とします。
- 2 意見の明確な把握のためにも記録に残せる方法が望ましいため、提出方法については、郵便、ファクシミリ、電子メール等とし、実施機関はいずれかの方法により提出いただくことを公表時に明示するものとします。また、障害者等からいずれの方法によっても意見を提出できない旨の申し出があった場合は、その障害の状況に応じた提出方法について相談し、意見提出者の状況に応じて適切に取り扱うものとします。
- 3 提出する意見に責任をもっていただくために、住所及び氏名（団体の場合は名称、所在地、代表者の氏名）の記載を求めることとします。氏名等の記載のない意見の取り扱い、第8条の考え方2によるものとします。

（提出された意見の取扱い）

第8条 実施機関は、提出された意見を十分考慮して意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、提出された意見に対する実施機関の考え方を、提出された意見と併せて公表するものとする。ただし、意見のうち、単なる賛否のみの表明に係るもの及び公表した計画等の案に関連のないものについては、実施機関の考え方を公表しないことができる。
- 3 第6条の規定は、前項の規定により実施機関の考え方を公表する場合について準用する。

【考え方】

- 1 パブリックコメント手続は、市の計画等の賛否を問うものではありません。また、提出された意見の数で当該意見を取り入れるかどうかを決めるものでもありません。実施機関は、提出された意見の内容を十分考慮して、計画等に反映すべきか適切に判断するものとします。
- 2 実施機関は、この手続を実施して計画等を策定した場合、修正の有無に関わらず、原則として提出された意見に対する実施機関の考え方を公表するものとします。
ただし、氏名等の記載のない意見については、計画等に反映する意見のみ公表するものとします。
また、提出された意見が長文、大量又は類似のものが多い場合は、必要に応じて、要約又は整理することができるものとします。

(実施状況の公表)

第9条 市長は、パブリックコメント手続の実施状況に関して一覧を作成し、市ホームページにて公表するものとする。

2 前項の一覧には、案件の名称、意見公募期間、提出方法、計画等の案の入手方法及び問い合わせ先を記載するものとする。

【考え方】

計画等の所管課長は、この要綱に基づく手続を行うときは、あらかじめ企画政策課に報告を行い、企画政策課は、提出のあった案件の一覧表を作成し、公表します。また、ホームページでの公表期間は、結果公表後5年間を目安とします。

(その他)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

【考え方】

この要綱に定めるもののほか、手続の実施について必要な事項があれば、別に定め、統一のルールで実施していきます。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。